

行政改革点検・評価委員会資料（質疑事項整理票）

区分	番号	項目	追加資料	関連する2013 取組み
将来の財政見通し	1	・ 中長期的な財政見通しと対応する考え方について	あり	
	2	・ 扶助費の増加の実態、原因分析、今後の見通しと改善策について	あり	
	3	・ 今後の投資的経費計画の内訳について		
組織・人事	4	・ 組織体制の柔軟な対応について		
	5	・ 女性人材の活用状況について	あり	31
	6	・ フランチャイズ制に基づいた人事制度について	あり	24
その他	7	・ マイナンバー制度について	あり	
	8	・ 指定管理者と市の役割分担について（修繕費の負担、ソフト事業の実施）		
プラン 2013 の取組評価	9	・ 組織横断的な重要課題の解決に向けた庁内体制づくり		4
	10	・ 合併時の各種制度の経過措置を市全体の公平性の観点により調整	あり	20
	11	・ 民間活力の効果的な活用		50.51.53
	12	・ 民間提案制度の活用など新たな業務等への導入の検討		54
	13	・ 事業や施設のコスト分析を行い予算編成に反映		56
	14	・ 各種使用料手数料の見直しなど行政サービスの受益と負担の適正化、減免の適正化		61
	15	・ 各資産の利用実態や維持管理コスト等を踏まえ、将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進		62
	16	・ 新しい公会計基準に基づく財務書類を「総務省方式改定モデル」から「基準モデル」へ移行し予算などへ有効活用		66
	17	・ 地方公営企業などの経営改革		73～77

行政改革点検・評価委員会確認・要望事項整理票

区分	将来の財政見通し（財務課）	番号	1																								
項目	中長期的な財政見通しと対応する考え方について																										
内容等	－																										
回答	<p>中期財政見通しにつきましては、これまで国の試算に基づく税収の伸び率を用いた「経済成長シナリオ」と、本市の平成 26 年度当初予算における実質的な税収の伸び率を用いた「現状シナリオ」の2つのパターンで試算し、ご説明させていただきました。（第 1 回行政改革点検・評価委員会資料P27）</p> <p>この度、市議会総合計画特別委員会において「中期財政見通しは、より現実にあった数字を基にして算出されたい。」とのご意見を踏まえ、「平成30年度以降の税収伸率」及び「平成29年度以降の投資的経費」について以下のとおりとし、新たに試算を行いました。試算における考え方及び設定条件は別紙のとおりです。</p> <p>見直し事項 平成30年度以降の税収伸率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新シナリオ</th> <th>経済成長シナリオ</th> <th>現状シナリオ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30～</td> <td>1.6%</td> <td>1.7%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>税収伸率の考え方</td> <td>大合併以降の実質的な税収伸率平均（H18～25年度） ※リーマンショック後の3カ年を除く</td> <td>H27～29年度伸率(3.3%)の1/2で設定</td> <td>H27～29年度伸率(1.9%)の1/2で設定</td> </tr> </tbody> </table> <p>再整理事項 平成29年度以降の投資的経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新シナリオ</th> <th>経済成長シナリオ</th> <th>現状シナリオ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29～</td> <td>450億円</td> <td>450億円</td> <td>400億円</td> </tr> <tr> <td>投資的経費の考え方</td> <td>経済成長シナリオと同様に設定</td> <td>大合併以前における建設事業(旧合併市町村含む)の実績を考慮して設定</td> <td>税収など一般財源の状況を踏まえ、経済成長シナリオよりも規模を縮小して設定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(第1回委員会での質疑事項整理票 番号2の「中期財政見通しの前提条件について(金利等)」にかかる回答を含めております。)</p>				新シナリオ	経済成長シナリオ	現状シナリオ	H30～	1.6%	1.7%	1.0%	税収伸率の考え方	大合併以降の実質的な税収伸率平均（H18～25年度） ※リーマンショック後の3カ年を除く	H27～29年度伸率(3.3%)の1/2で設定	H27～29年度伸率(1.9%)の1/2で設定		新シナリオ	経済成長シナリオ	現状シナリオ	H29～	450億円	450億円	400億円	投資的経費の考え方	経済成長シナリオと同様に設定	大合併以前における建設事業(旧合併市町村含む)の実績を考慮して設定	税収など一般財源の状況を踏まえ、経済成長シナリオよりも規模を縮小して設定
		新シナリオ	経済成長シナリオ	現状シナリオ																							
	H30～	1.6%	1.7%	1.0%																							
	税収伸率の考え方	大合併以降の実質的な税収伸率平均（H18～25年度） ※リーマンショック後の3カ年を除く	H27～29年度伸率(3.3%)の1/2で設定	H27～29年度伸率(1.9%)の1/2で設定																							
	新シナリオ	経済成長シナリオ	現状シナリオ																								
H29～	450億円	450億円	400億円																								
投資的経費の考え方	経済成長シナリオと同様に設定	大合併以前における建設事業(旧合併市町村含む)の実績を考慮して設定	税収など一般財源の状況を踏まえ、経済成長シナリオよりも規模を縮小して設定																								
別紙資料	中期財政見通しの試算																										

中期財政見通しの試算

中期財政見通しの試算の考え方

平成26年度当初予算の実質的な税率1.9%が平成29年度まで継続すると設定し、平成30年度以降は、大合併以降の実質的な税率平均(平成18~25年度)を基に1.6%で設定
 ※ただし、リーマンショック後の3カ年(平成21~23年度)を除く

【税率】

	税率		名目経済成長率
H27~29	1.9%	H26の実質的な税率	1.7%
H30~	1.6%	大合併以降の実質的な税率平均(H18~25) ※ただし、リーマンショック後の3カ年(H21~23)を除く	1.5%

(参考) 国の財政推計では平成29年度まで名目経済成長率3.0%、税率3.3%(弾性値1.1)と設定

歳入・歳出共通事項

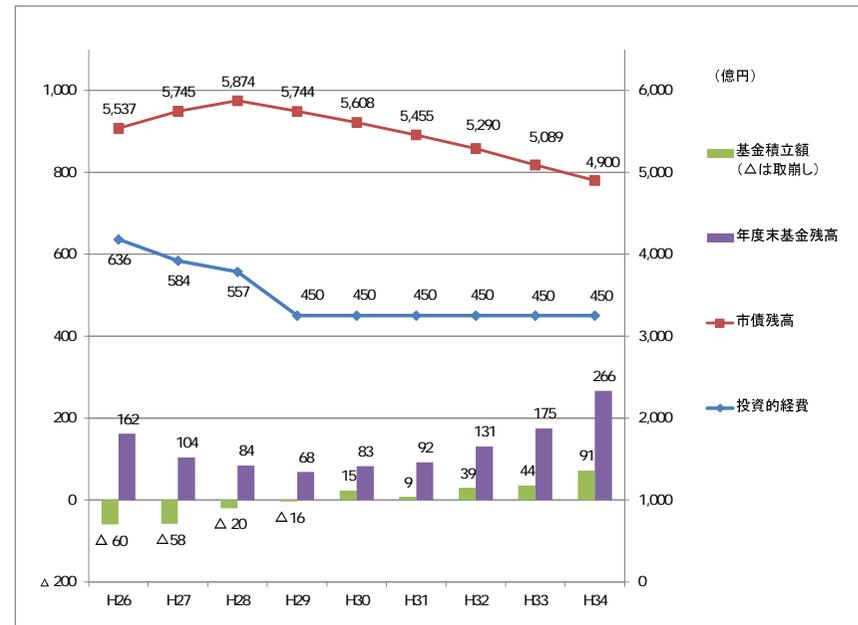
- 平成27年10月に消費税率(国・地方)が10%に引き上げられることを前提

歳入

- 個人市民税は、将来推計人口を基に生産年齢人口の減少率を考慮
- 臨時財政対策債は、現在の地財対策を踏まえ平成28年度まで発行

歳出

- 介護保険事業会計への繰出金や後期高齢者医療療養給付費負担金については、高齢者人口の増加を考慮
- 扶助費のうち大きな割合を占める児童福祉費は、入園児童数の推計を考慮
- 維持補修費は、ファシリティマネジメントの取組みを考慮し、一定程度の伸びを見込んで試算
- 投資的経費は、平成29年度以降、大合併以前における建設事業(旧合併市町村含む)の実績を考慮して450億円に設定



	H26予算	H27見込み	H28見込み	H29見込み	H30見込み	H31見込み	H32見込み	H33見込み	H34見込み
名目経済成長率	—	1.7%	1.7%	1.7%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
税率	—	1.9%	1.9%	1.9%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
投資的経費	636億円	584億円	557億円	450億円	450億円	450億円	450億円	450億円	450億円
プライマリーバランス	△273億円	△183億円	△53億円	220億円	261億円	273億円	314億円	358億円	393億円
市債残高	5,537億円	5,745億円	5,874億円	5,744億円	5,608億円	5,455億円	5,290億円	5,089億円	4,900億円
基金積立額(△は取崩し)	△60億円	△58億円	△20億円	△16億円	15億円	9億円	39億円	44億円	91億円
年度末基金残高	162億円	104億円	84億円	68億円	83億円	92億円	131億円	175億円	266億円
備考	<ul style="list-style-type: none"> 合併建設計画 規模173億円 一財12億円 元気臨時交付金 26億円活用 	<ul style="list-style-type: none"> 旧合併建設計画 規模60億円 一財11億円 元気臨時交付金 なし 固定資産税等 評価替え 	<ul style="list-style-type: none"> 旧合併建設計画 規模53億円 一財10億円 H28以降退職手当 発行なし 	<ul style="list-style-type: none"> 旧合併建設計画 規模44億円 一財8億円 H29以降臨時財政 対策債発行なし 	<ul style="list-style-type: none"> 旧合併建設計画 規模38億円 一財7億円 固定資産税等 評価替え 	<ul style="list-style-type: none"> 旧合併建設計画 規模29億円 一財5億円 	<ul style="list-style-type: none"> 旧合併建設計画 規模23億円 一財5億円 	<ul style="list-style-type: none"> 旧合併建設計画 規模17億円 一財4億円 固定資産税等 評価替え 	<ul style="list-style-type: none"> 旧合併建設計画 規模9億円 一財3億円

※大規模未利用地:旧万代小学校,旧中央卸売市場,旧江南消防署など

行政改革点検・評価委員会確認・要望事項整理票

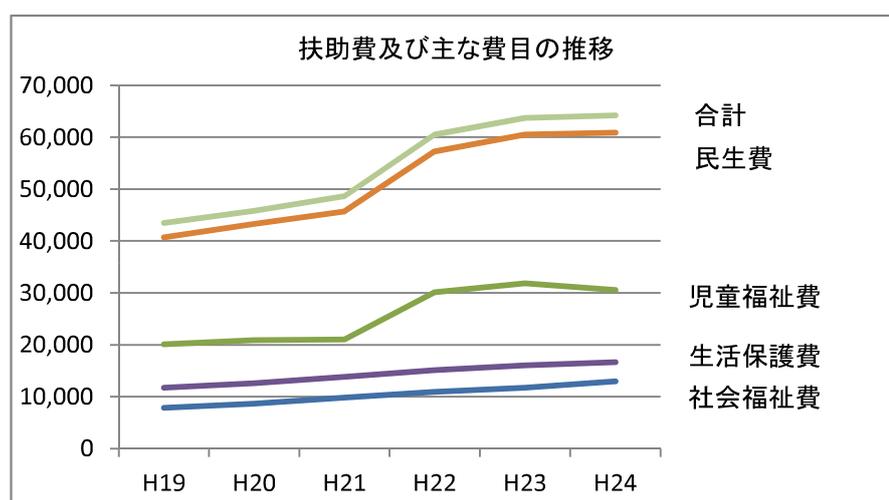
区分	将来の財政見通し（財務課）	番号	2
項目	扶助費の増加の実態、原因分析、今後の見通しと改善策について		
内容等	一		
回答	<p>平成19年以降の扶助費の推移については、別添資料のとおりです。</p> <p>増加の主な原因は、児童手当法の改正に伴う制度の拡充による児童福祉費の増や、生活保護世帯数の増加に伴う生活保護費の増、障害者自立支援法の改正に伴う制度の拡充、給付対象者数の増加に伴う社会福祉費の増加などによるものです。</p> <p>今後の見通しについて、給付対象者数の増加傾向は今後も続くと見込んでおり、中期財政見通しの試算では、過去の増加傾向から社会福祉費を毎年度9.7%増、生活保護費を2.1%増で見込んでおります。児童福祉費については入園児童数の推計に基づきH29～31年度にピークになる見込みで試算しています。</p> <p>改善策について、扶助費の大部分が国の施策に影響され、その抑制は難しいと考えていますが、障がい者の雇用促進のための就労支援、自立支援の取り組みなどにより扶助費増加抑制に努めていきます。また、介護保険事業会計繰出金においては、今年度新潟市地域包括ケア推進本部を設置し、地域包括ケアシステムの構築の強化に取り組んでおり、今後も介護予防の推進などの取り組みにより一般会計からの負担増加抑制に努めてまいります。</p>		
別紙資料	新潟市 扶助費の推移		

新潟市 扶助費の推移

決算額(百万円)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
社会福祉費	7,862	8,628	9,838	10,948	11,716	12,964
老人福祉費	1,061	1,143	1,018	1,024	771	721
児童福祉費	20,071	20,875	21,023	30,148	31,866	30,573
生活保護費	11,706	12,619	13,833	15,103	16,047	16,626
災害救助費	0	0	0	23	110	20
民生費	40,700	43,265	45,712	57,246	60,510	60,904
衛生費	1,426	1,214	1,545	1,706	1,784	1,879
教育費	1,355	1,343	1,373	1,549	1,433	1,414
合計	43,481	45,822	48,630	60,501	63,727	64,197
財源						
特定財源	24,499	25,459	27,611	36,631	39,335	38,717
一般財源	18,982	20,363	21,019	23,870	24,392	25,480

※決算統計47表より作成



○ 主な内容

【社会福祉費】 障がい者関連の給付費(生活介護給付費, 居宅介護給付費など)

【老人福祉費】 紙おむつ支給, 寝たきり老人等介護手当など

【児童福祉費】 児童手当, 児童扶養手当, 私立保育園委託費など

【生活保護費】

【災害救助費】 避難者就学援助

【衛生費】 妊産婦及び子ども医療助成, 特定不妊治療費助成など

【教育費】 就学援助

○ 主な増加理由

【社会福祉費】 障害者自立支援法(H18.4月一部施行, H18.10月全面施行)の成立, その後の改正に伴う制度の拡充, 給付対象者数の増加など

【児童福祉費】 児童手当法の改正に伴う制度の拡充(H22.4~H24.3子ども手当)など

【生活保護費】 保護世帯数の増加

行政改革点検・評価委員会確認・要望事項整理票

区 分	財務の状況（財務課）	番 号	3
項 目	今後の投資的経費の内訳について		
内 容 等	－		
回 答	<p>投資的経費の試算は平成 29 年度以降、大合併以前における建設事業(旧合併市町村含む)の実績を考慮して 450 億円に設定しています。</p> <p>今後の投資的経費の内訳については、次期総合計画における投資的経費の水準を議論していく中で、持続可能な財政運営の方向性の中で目指すまちづくりにおいて、ファシリティマネジメントによる既存施設の最適化も含めたうえで、優先度、緊急度、財政状況等により総合的に検討していくものと考えております。</p>		
別紙資料			

行政改革点検・評価委員会確認・要望事項整理票

区 分	組織・人事（行政経営課）	番 号	4
項 目	組織体制の柔軟な対応について		
内 容 等	○ 新たな法の施行・改正時に地方自治体に窓口や協議会の設置が求められる場合、現在のような職員の急な増員が難しい状況下において、柔軟な対応が可能か否か		
回 答	<p>新たな法の施行や改正に伴い、新たな業務が発生する場合、既存の組織の中の業務分担の見直しや、必要に応じて組織改正を行う等の方法によりこれまで柔軟に対応してきました。</p> <p>たとえば、今年3月28日に国家戦略特区に指定されたことを受けて、4月9日付けで組織改正を行い、担当部長及び担当課を設置しました。経済部と農林水産部にまたがる取組であるため、新たに新潟国家戦略特区担当部長を置き、両部の国家戦略特区に関する事項を分担し、経済部は既存の産業政策課において、農林水産部は農業特区・農村都市交流課を新設して役割分担を実施しながらそれぞれ業務を遂行しています。</p> <p>今後も、新たな業務と現行組織との関係を見極めながら、機敏に対応を行っていきます。</p>		
別紙資料			

行政改革点検・評価委員会確認・要望事項整理票

区分	組織・人事（人事課）	番号	5								
項目	女性人材の活用状況について										
内容等	○ 人材の確保、配置には多様性が必要。民間でも盛んに言われているように、女性の活用は市役所からこそ早く実現していくべきだと思うが、管理職を含めてどのような状況になっているのか										
回答	○本市の現状										
		管理職（※1）		課長補佐		係長					
		合計	女性	率	合計	女性	率	合計	女性	率	
	H26.4.1	550	53	9.64	235	50	21.28	1,006	322	32.01	
	H25.4.1	540	48	8.89	246	44	17.89	998	312	31.26	
	H24.4.1	518	43	8.30	256	43	16.80	1,003	305	30.41	
	H23.4.1	526	43	8.17	250	38	15.20	1,000	299	29.90	
	H22.4.1	547	44	8.04	222	33	14.86	1,004	277	27.59	
	※1 管理職:理事・部長・次長・参事・課長・副参事										
	○主な取り組み										
①女性職員の係長登用を推進 女性係長登用率の数値目標を設定して、女性職員の登用を進めており、将来の本市を担う女性管理職候補者の育成を図っている。											
(女性係長登用率 目標・実績)											
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度								
目標	42%以上	42%以上	42%以上								
実績	42.1%	42.7%	—								
⇒女性係長登用等の取り組みにより、平成 26 年度は課長補佐の女性比率が向上した。今後、女性管理職の登用に努めていく。											
②「女性リーダー職員研修」の実施 昨年度から女性係長を対象とした女性リーダー職員研修を実施。また、今年度からは、総務省自治大学校が実施する「女性幹部養成支援プログラム」に本市職員を派遣する。											
別紙資料	新潟市職員 女性役職率経年変化(H22～H26)										

● 新潟市職員 女性役職率経年変化 (H22～H26)

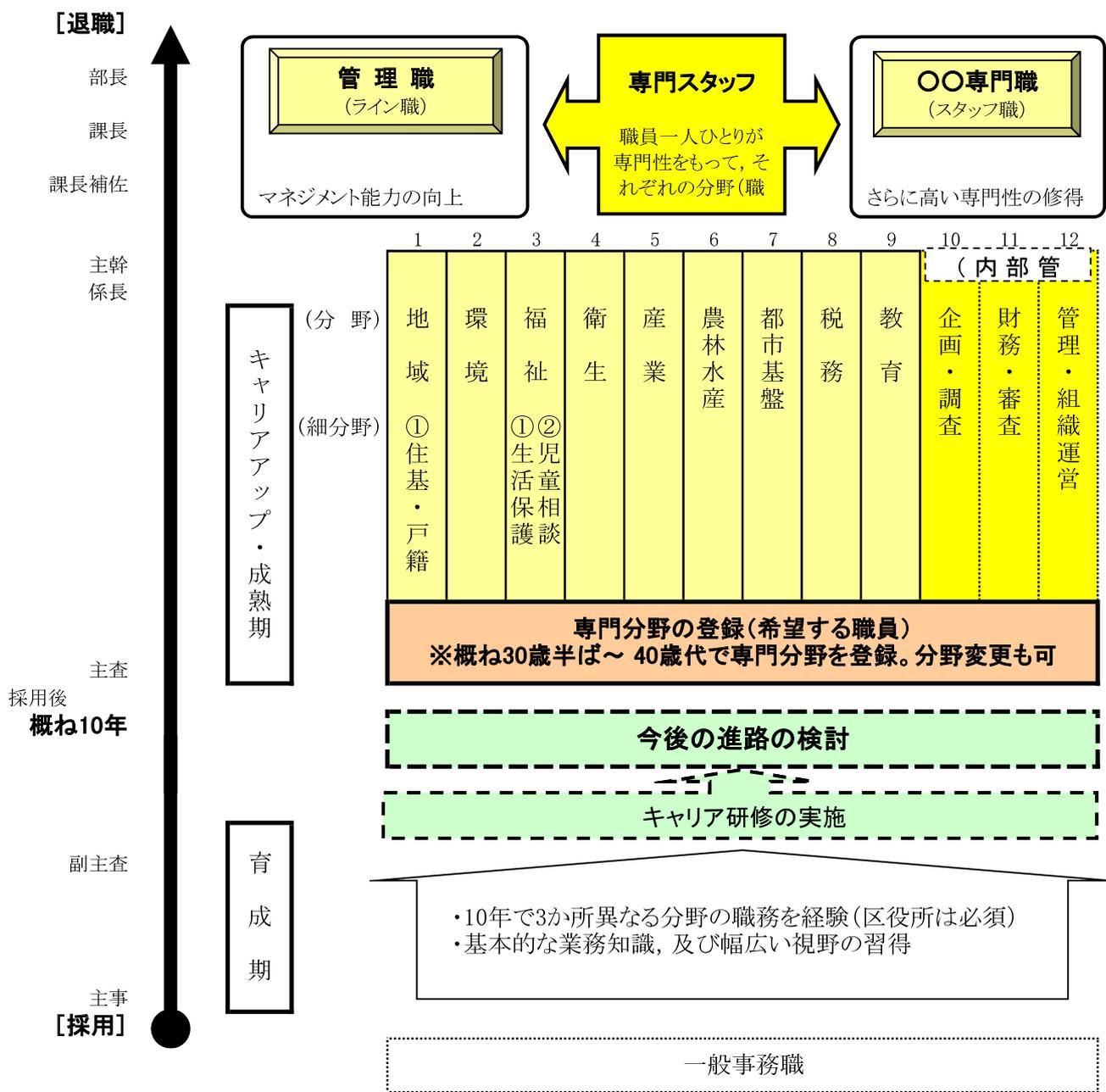
	全職員数			役付職員数			係長以上職員数			管理職																	
	合計	女性	率	合計	女性	率	合計	女性	率	局長・理事			部長			次長・参事			課長			副参事					
										合計	女性	率	合計	女性	率	合計	女性	率	合計	女性	率	合計	女性	率	合計	女性	率
H26.04.01	7,345	3,017	41.08	4,974	1,931	38.82	1,791	425	23.73	550	53	9.64	5	0	0.00	38	4	10.53	121	11	9.09	170	12	7.06	216	26	12.04
H25.04.01	7,383	2,978	40.34	5,025	1,923	38.27	1,784	404	22.65	540	48	8.89	5	0	0.00	38	4	10.53	117	9	7.69	171	14	8.19	209	21	10.05
H24.04.01	7,420	2,977	40.12	5,074	1,945	38.33	1,777	391	22.00	518	43	8.30	4	0	0.00	40	2	5.00	129	9	6.98	157	11	7.01	188	21	11.17
H23.04.01	7,450	2,964	39.79	5,165	1,971	38.16	1,776	380	21.40	526	43	8.17	5	0	0.00	39	3	7.69	129	7	5.43	152	8	5.26	201	25	12.44
H22.04.01	7,573	2,999	39.60	5,267	1,998	37.93	1,773	354	19.97	547	44	8.04	4	0	0.00	40	2	5.00	130	10	7.69	144	7	4.86	229	25	10.92

	課長補佐			係長									副主幹			主任職・主査・副主査			一般職員		
	合計	女性	率	合計	女性	率	主幹・副主幹(係長)			係長・園長			合計	女性	率	合計	女性	率	合計	女性	率
							合計	女性	率	合計	女性	率									
H26.04.01	235	50	21.28	1,006	322	32.01	540	159	29.44	466	163	34.98	143	76	53.15	3,040	1,430	47.04	2,371	1,086	45.80
H25.04.01	246	44	17.89	998	312	31.26	563	160	28.42	435	152	34.94	189	102	53.97	3,052	1,417	46.43	2,358	1,055	44.74
H24.04.01	256	43	16.80	1,003	305	30.41	580	156	26.90	423	149	35.22	245	140	57.14	3,052	1,414	46.33	2,346	1,032	43.99
H23.04.01	250	38	15.20	1,000	299	29.90	623	168	26.97	377	131	34.75	322	187	58.07	3,067	1,404	45.78	2,285	993	43.46
H22.04.01	222	33	14.86	1,004	277	27.59	676	169	25.00	328	108	32.93	392	229	58.42	3,102	1,415	45.62	2,306	1,001	43.41

行政改革点検・評価委員会確認・要望事項整理票

区分	組織・人事（人事課）	番号	6															
項目	フランチャイズ制に基づいた人事制度について																	
内容等	-																	
回答	<p>【制度概要】 各業務分野において、重要課題に対応する専門性の高い職員を育成することを目的として、概ね採用後10年経過または主査から主幹で、専門分野を登録した職員に対し登録分野を基本とする人事配置を行うキャリア開発を重視した人事制度。 なお、災害など地域の実情に応じた対応できる地域を熟知した人材の育成・配置を目的に、エリア(区)登録の導入を検討中。</p>																	
	<p>【登録状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23.4</th> <th>H24.4</th> <th>H25.4</th> <th>H26.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>221人</td> <td>279人</td> <td>274人 (うち土木職4人)</td> <td>257人 (うち土木職4人)</td> </tr> <tr> <td>配属者数</td> <td>128人</td> <td>168人</td> <td>148人 (うち土木職3人)</td> <td>139人 (うち土木職3人)</td> </tr> </tbody> </table>				H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	登録者数	221人	279人	274人 (うち土木職4人)	257人 (うち土木職4人)	配属者数	128人	168人	148人 (うち土木職3人)	139人 (うち土木職3人)
		H23.4	H24.4	H25.4	H26.4													
	登録者数	221人	279人	274人 (うち土木職4人)	257人 (うち土木職4人)													
	配属者数	128人	168人	148人 (うち土木職3人)	139人 (うち土木職3人)													
	<p>【登録者の支援】 登録者の専門能力向上のための研修費を人事課が助成することで、登録者自身の専門能力向上のほか、各職場における人材育成意識の醸成と、登録者の活用の推進を図る。</p>																	
	<p>【分野】 一般事務職員（12分野 3細分野） ※○数字は細分野</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 地域 ①住基・戸籍</td> <td>5 産業</td> <td>9 教育</td> </tr> <tr> <td>2 環境</td> <td>6 農林水産</td> <td>10 企画・調査</td> </tr> <tr> <td>3 福祉 ①生活保護 ②児童相談</td> <td>7 都市基盤</td> <td>11 財務・審査</td> </tr> <tr> <td>4 衛生</td> <td>8 税務</td> <td>12 管理・組織運営</td> </tr> </tbody> </table>			1 地域 ①住基・戸籍	5 産業	9 教育	2 環境	6 農林水産	10 企画・調査	3 福祉 ①生活保護 ②児童相談	7 都市基盤	11 財務・審査	4 衛生	8 税務	12 管理・組織運営			
	1 地域 ①住基・戸籍	5 産業	9 教育															
	2 環境	6 農林水産	10 企画・調査															
	3 福祉 ①生活保護 ②児童相談	7 都市基盤	11 財務・審査															
4 衛生	8 税務	12 管理・組織運営																
<p>土木職（4分野） ※土木職は試行実施(期間:H24～H26)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 地域 道路</td> <td>4 農業土木</td> </tr> <tr> <td>2 下水道</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 都市計画</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			1 地域 道路	4 農業土木	2 下水道		3 都市計画											
1 地域 道路	4 農業土木																	
2 下水道																		
3 都市計画																		
<p>別紙資料 フランチャイズ制度(イメージ図)</p>																		

[フランチャイズ制に基づいた人事制度(事務職)]



行政改革点検・評価委員会確認・要望事項整理票

区分	その他（行政経営課）	番号	7
項目	マイナンバー制度について		
内容等	<p>○ 平成28年1月よりマイナンバー制度が導入される。そのことが、新潟市の行政改革にも影響及び効果があると考え。2013というよりは、次期プランに関係すると思われるが、すでに国の決定事項であることから、活用できる範囲、効果について、新潟市の未来像の中に取り込むべきことと考えるため、先のことではあるが、方向性として盛り込むべきなのではないか。そのための準備作業は始まっていると考えるので、資料などをお願いしたい</p>		
回答	<p>マイナンバー制度の導入により、きめ細やかな社会保障給付や行政手続きの簡素化による市民サービスの向上が期待されます。そのため本市としても、国が提示したスケジュールに沿って確実に同制度への対応を実施する必要があるため、本年5月に庁内横断的な推進体制である「新潟市番号制度推進本部」を設置し検討を進めています。</p> <p>本市におけるマイナンバーの具体的な活用範囲は、今後、検討が進められていくこととなりますが、現段階で国が示している主な活用範囲や効果は以下のとおりとなります。</p> <p><市民側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係の給付申請において、添付書類が省略できるようになる(国保や児童手当の申請に係る所得証明書や住民票など)。 ・給付が増額される際に、従来は本人の申請行為が必要であったが、これを行政機関が判断してくれるようになる(高齢厚生年金の加給年金学加算)。 ・マイポータル(インターネットサイト)により必要な情報(一人一人に合った行政機関からのお知らせ等)の入手や行政手続きを行えるようになる。(※1) <p><行政側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政業務の効率化(転入者の所得情報の調査事務の軽減、添付書類の審査の省略など) ・生活保護の不正受給の防止 ・災害時の要援護者の迅速な把握 <p>番号制度の概要については、内閣官房が作成した資料をご覧ください。(※2)</p>		
別紙資料	<p>※1 参考資料 1 政府にて検討されている行政手続き「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第25回 電子行政に関するタスクフォース資料 P4」</p> <p>※2 番号制度の概要資料(内閣官房)</p>		

行政サービスに対する量的な分析

番号	個別イベント名	頻度	年間件数
1	国民年金への加入	一生で0～数回	約122万人/年（加入免除申請は約571万人/年）
3	自動車の購入	一生で0～数回	約323万台/年（新規登録台数）
4	自動車の利用	自動車税：年1回、車検2～3年1回	約5,839万台/年（登録台数）
5	パスポートの取得（0歳～）	一生で0～十数回	約420万件/年
8	所得税及び地方住民税の納税	年1回	約4,240万人/年（年末調整）、約2,315万人/年（確定申告）
9	地方税の納税（地方住民税を除く）	年1回	自動車税はNo4参照（固定資産税は不明）
10	社会保険手続	年1回	約3,400万人（厚生年金）～約5,600万人/年（労災保険）
11	職場での健康診断	年1回	約1,300万人/年
12	医療機関の受診	一生で0回～年数回以上	約687万人/年（外来患者数）
14	転出・転入・転居	一生で0～数回	約508万人/年
18	子育て支援金の受給継続	年1回	約1,680万人/年（15歳未満人口）
19	乳幼児健康診査（自治体により異なる）	該当時期に1回	約424万人/年（0～3歳児人口合計）
20	乳幼児等予防接種（定期）	該当時期に1回	約781万人/年（該当年齢人口合計）
21	保育所への入所	一生で0～数回	約207万人/年（利用者数+待機児童。入所申込数は不明）
22	保育所の継続（入所後毎年）	年1回	約207万人/年（利用者数+待機児童）
24	学童保育の継続（利用後毎年）	年1回	約82万人/年（利用者数）
25	幼稚園入園	年1回	約125万人/年
28	学齢期の健康診断	年1回	約658万人/年（小学生）、約341万人/年（中学生）
30	介護保険の加入	一生で2～数回	約187万人/年（40歳人口）
31	健康診査など	年1回	約5,200万人/年（特定健診対象者）
32	要介護認定	一生で0～年数回	約500万人/年（要支援・要介護）
33	介護サービスの利用	一生で0～年数十回	約500万人/年（要支援・要介護）
35	退職時に会社で行うこと	一生で0～数回	約643万人/年（退職者数）
36	退職時に自分で行うこと	一生で0～数回	約643万人/年（退職者数）
37	年金の受給申請	一生で1回	約272万人/年
38	年金の受給継続	年1回	約2,303万人/年

マイナンバー

社会保障・税番号制度



概要資料

平成26年7月版

内閣官房 社会保障改革担当室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



社会保障・税番号制度の仕組み

- ◎個人に
- ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
 - ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③「民=民=官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
 - ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み

◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



番号制度導入によるメリット～導入前～

住民

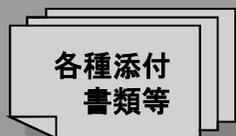
各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃える。



各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)

各種添付書類等



行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携が不足していること等から、本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生。

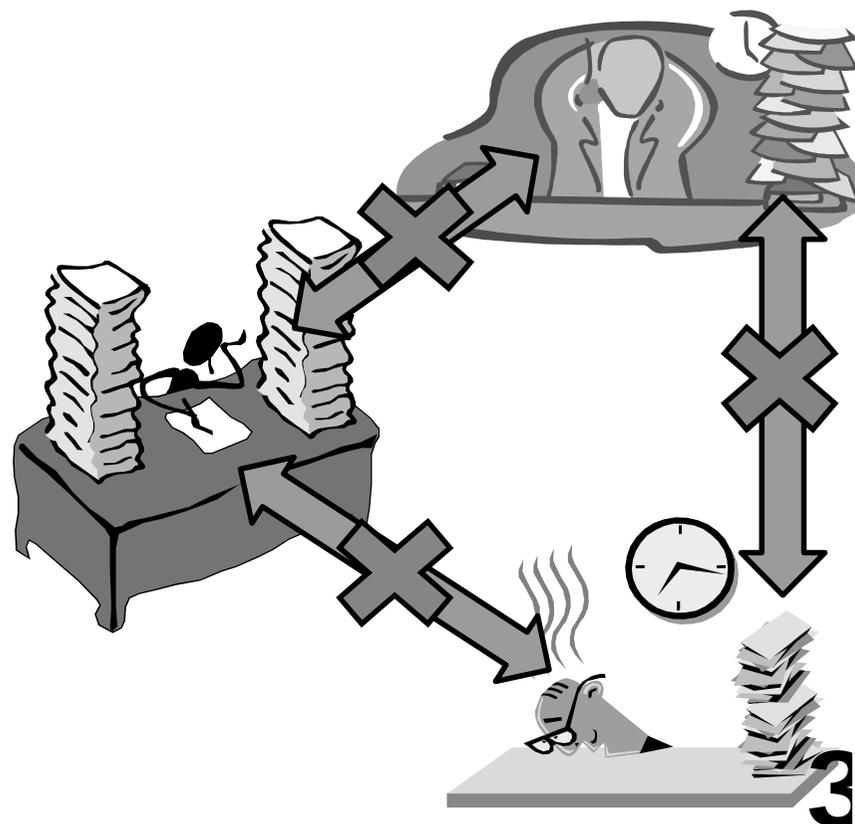
「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

行政

① 確認作業等に係る業務に多大のコスト

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。



番号制度導入によるメリット～導入後～

番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、同一人の情報であるということの確認を行うことができ、行政機関、地方公共団体等において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

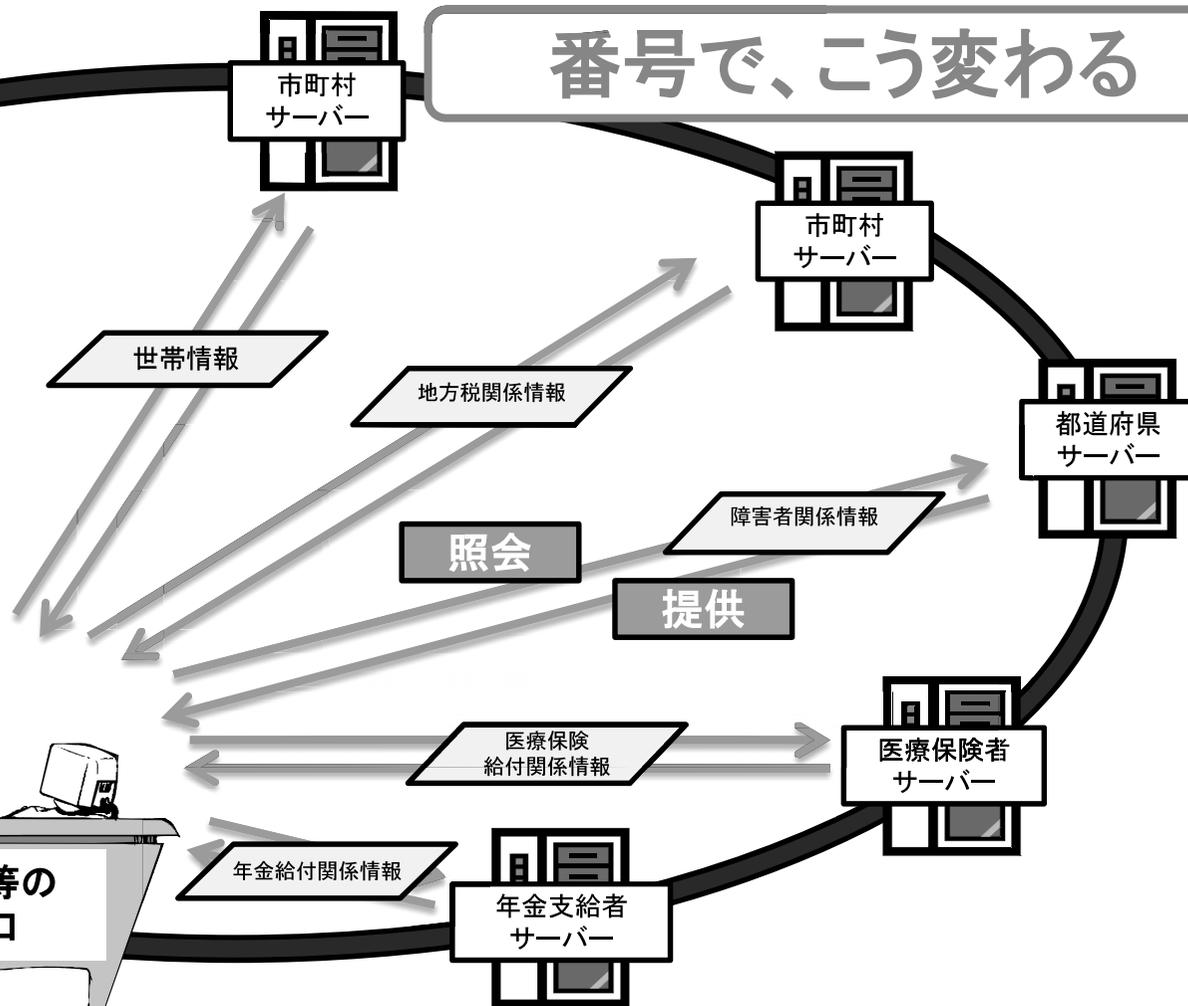
行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援が期待される。



諸手当申請書



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる。



個人番号・法人番号の付番

個人に付する「個人番号」（マイナンバー）

付番

- 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。（第7条第1項）
※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。
※個人番号の桁数は、12桁を予定。

変更

- 市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求める。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

法人等に付する「法人番号」

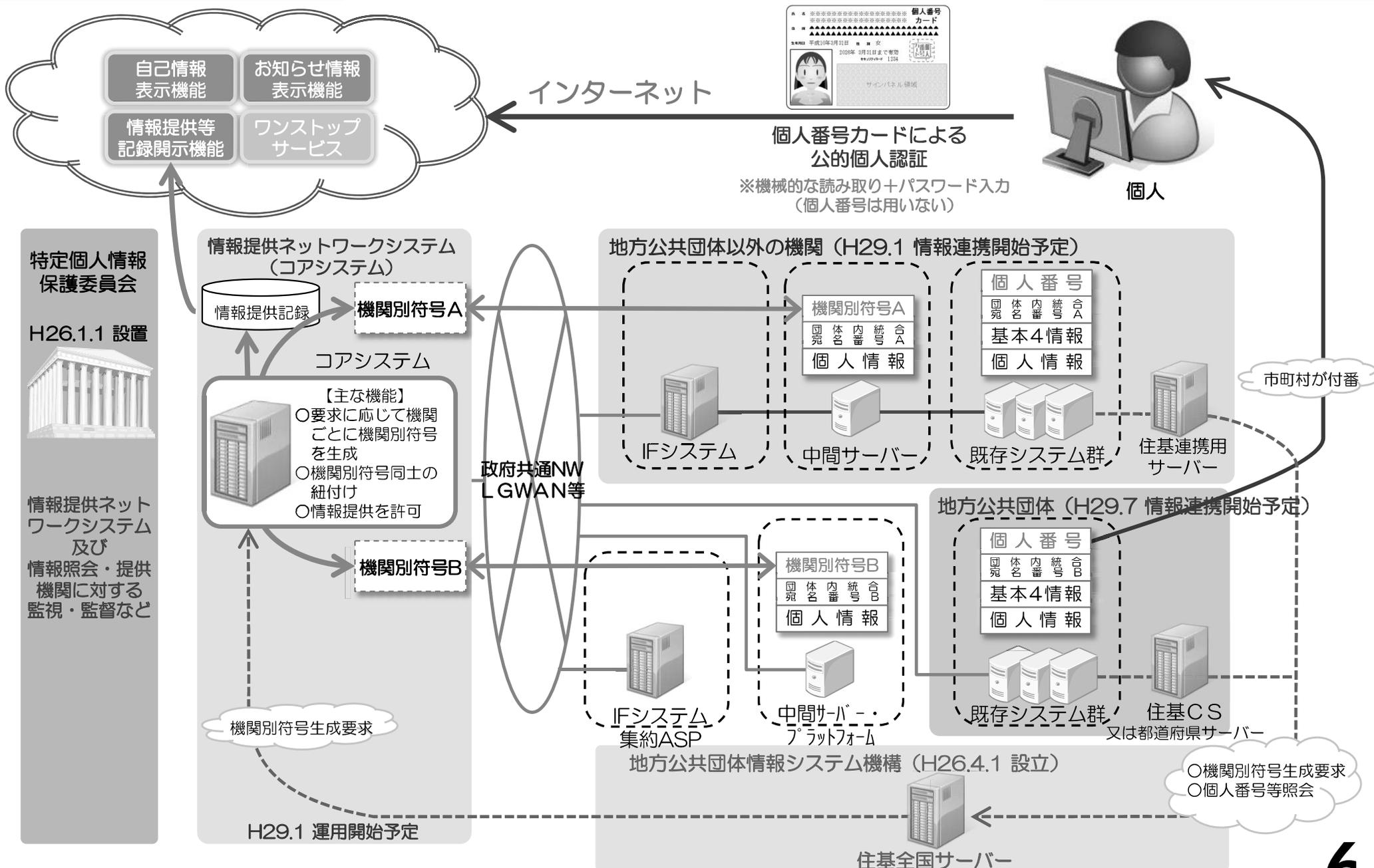
付番

- 国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。（第58条第1項）
※所管は国税庁。
※法人番号の桁数は、13桁を予定。
- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）
- 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）
 - ① 国の機関及び地方公共団体 ② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
 - ③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
 - ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

変更・通知、
検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- 法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用
※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

番号制度における情報連携の概要



マイ・ポータル

- ・ 政府は、法律施行後 1 年を目途として、
情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する。
(番号法附則第 6 条第 5 項)



マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能 (附則第6条第5項)

自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能 (附則第6条第6項第1号)

プッシュ型サービス

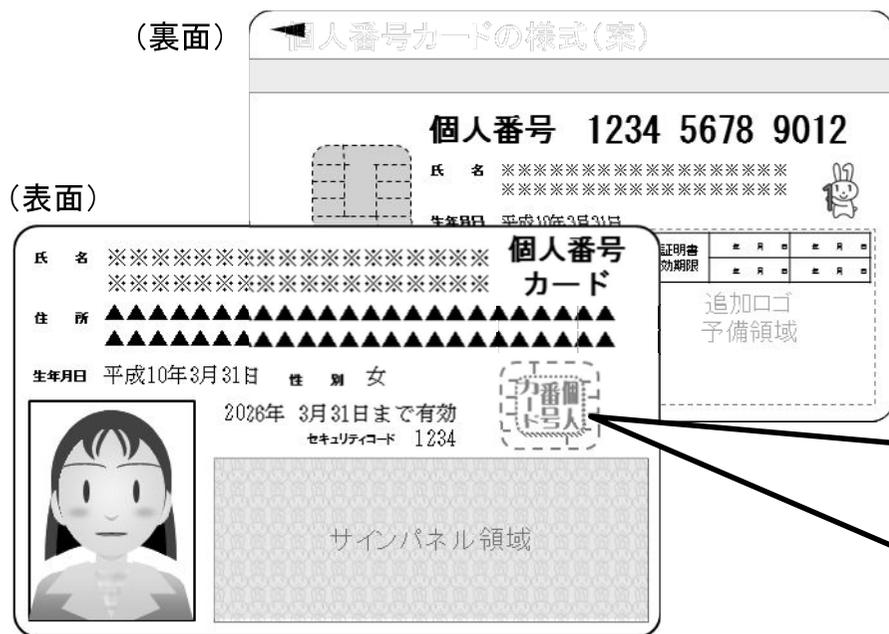
一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能 (附則第6条第6項第2号)

ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能 (附則第6条第6項第3号)

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



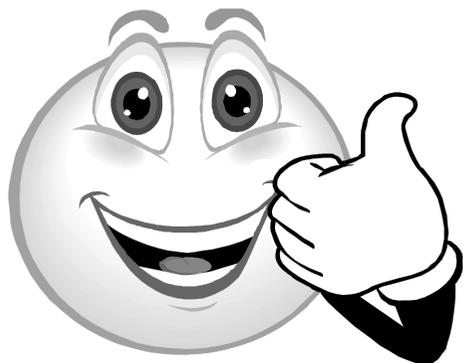
個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

個人番号カード(ICチップ)の記録事項



個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報
が記録されているので、カードを盗まれたり
落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。

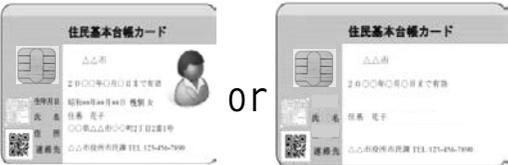
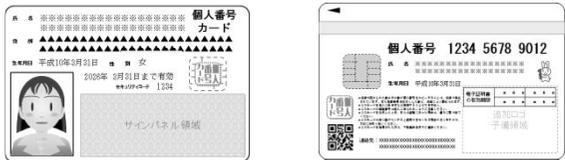
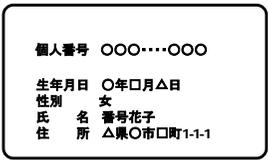


個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は
記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

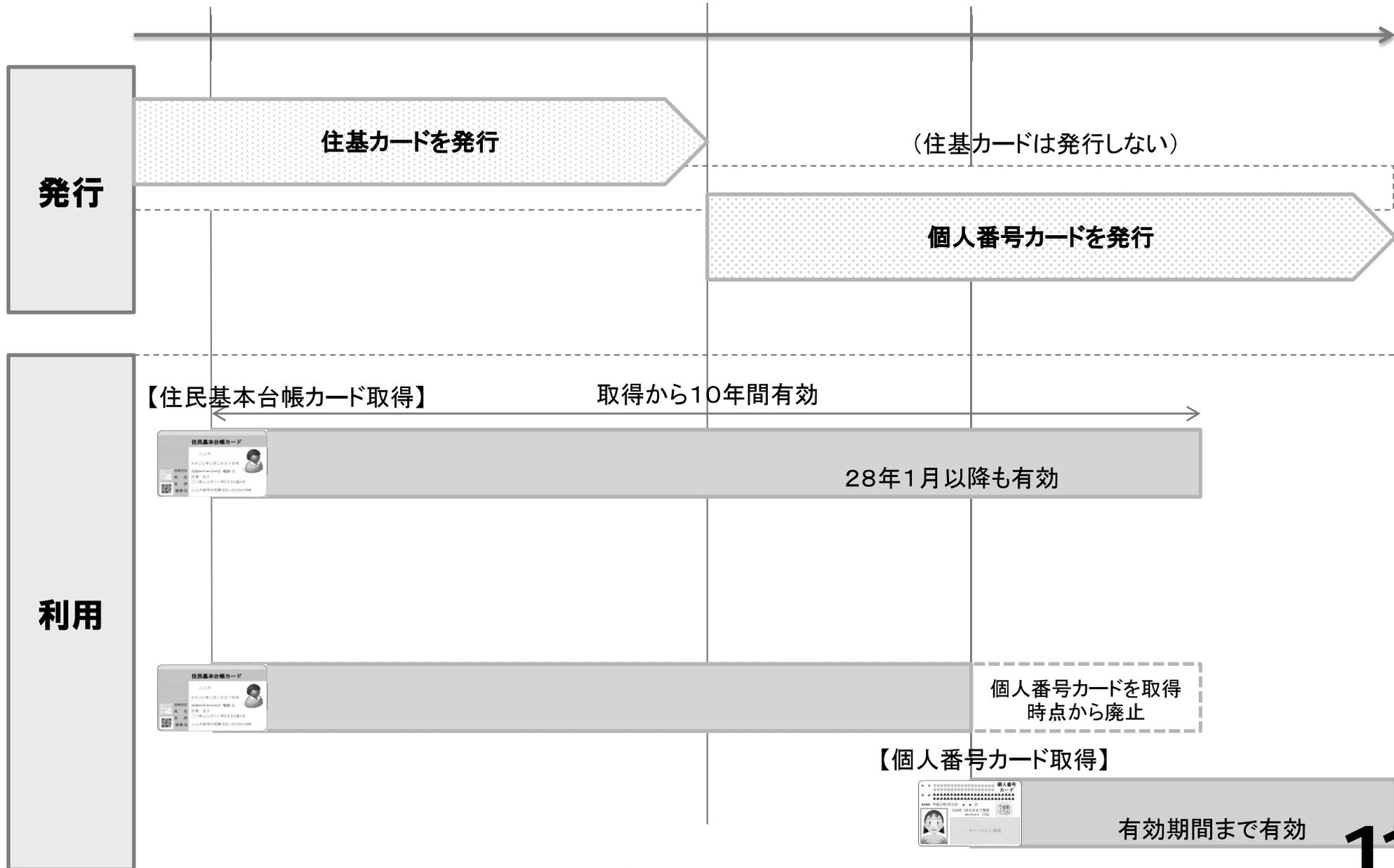


個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <p>○住民票コードの券面記載なし</p> <p>○顔写真は選択制</p>	 <p>表面(案)</p> <p>裏面(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)</p> <p>○顔写真を券面に記載</p>	 <p>(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載</p> <p>○顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>○即日交付又は窓口にて2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合)</p> <p>○交付事務は自治事務</p>	<p>○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:今後検討</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:なし</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>
3 利便性	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用</p> <p>○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</p> <p>○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用</p> <p>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能</p> <p>(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月



個人番号の利用範囲

別表第一(第9条関係)

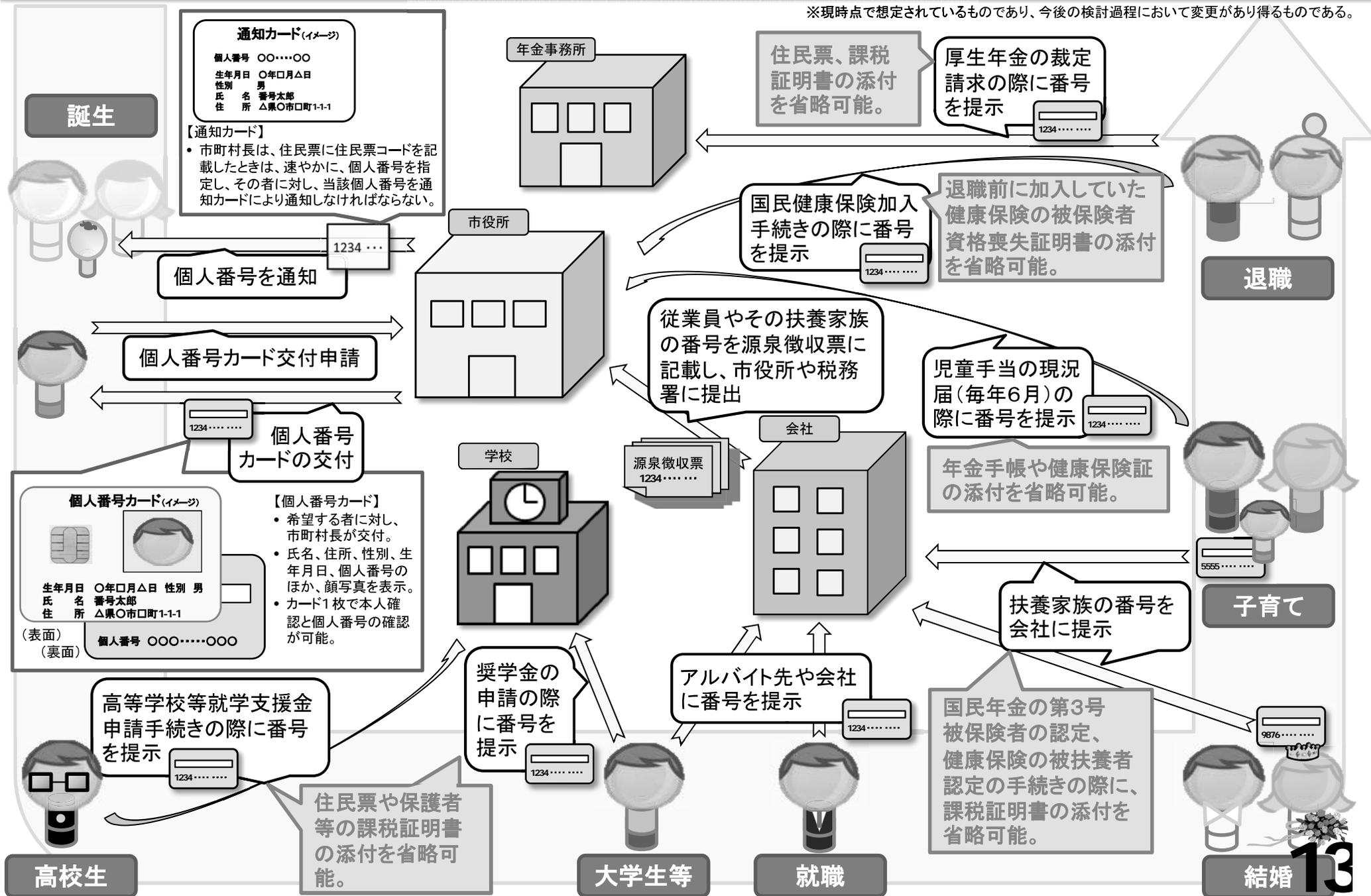
社会 保障 分野	年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 <p>等</p>
	労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 <p>等</p>
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 <p>等</p>
税分野	<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
災害対策分野	<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p> <p>⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>	



上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

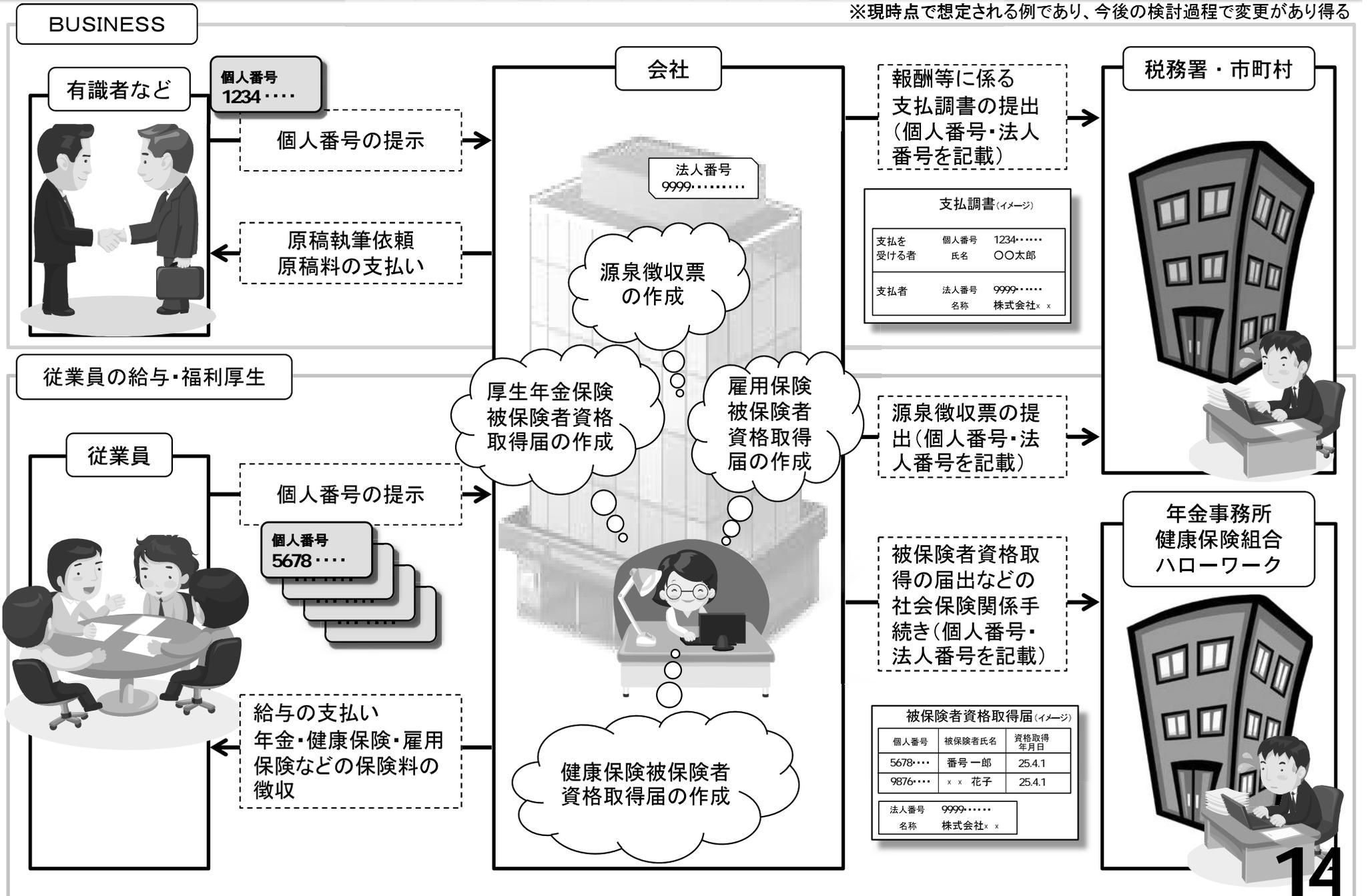
個人番号の利用例について

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。



民間企業における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



民間企業における個人番号の利用場面

社会保障分野

○ 個人番号利用事務実施者としてのもの

(1) 健康保険組合の実施する事務

※別表第一

二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
--------------------	--

(2) 企業年金の実施主体が実施する事務

七十一 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十二 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載。

税分野

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載。

※一般の民間企業(非金融機関)の場合

法定調書	提出者	根拠条文(所得税法)
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

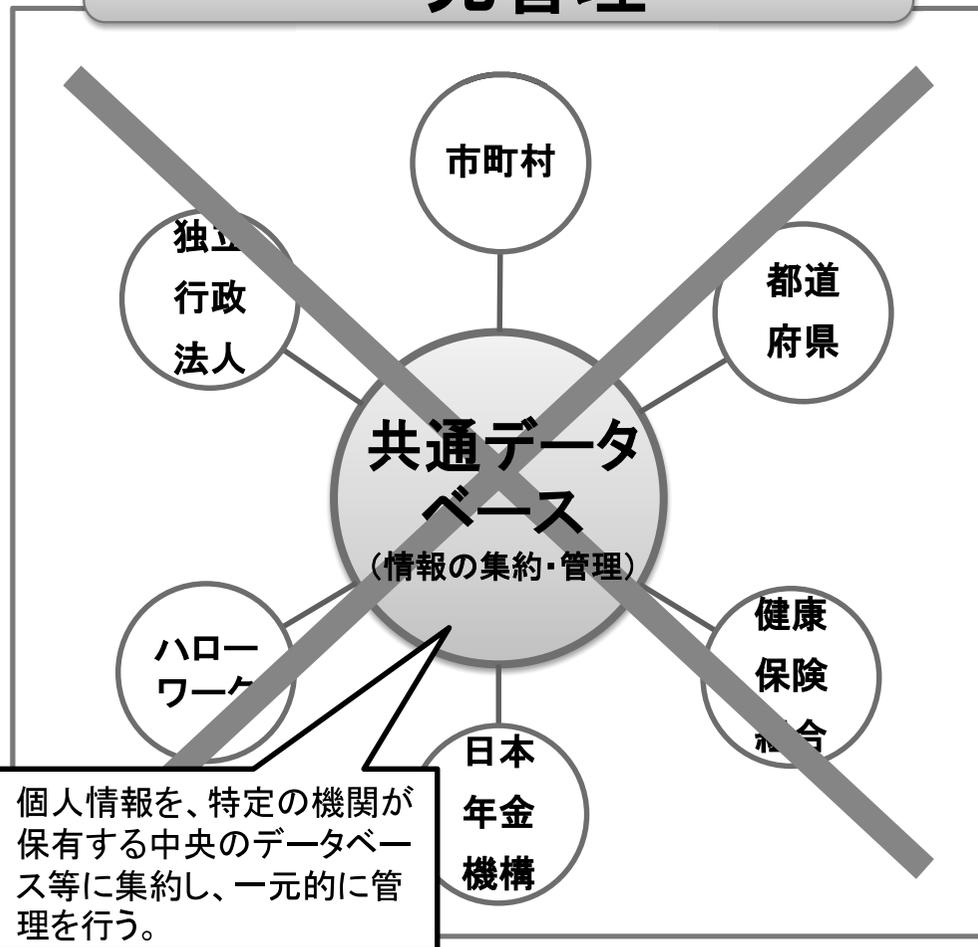


個人情報の管理の方法について

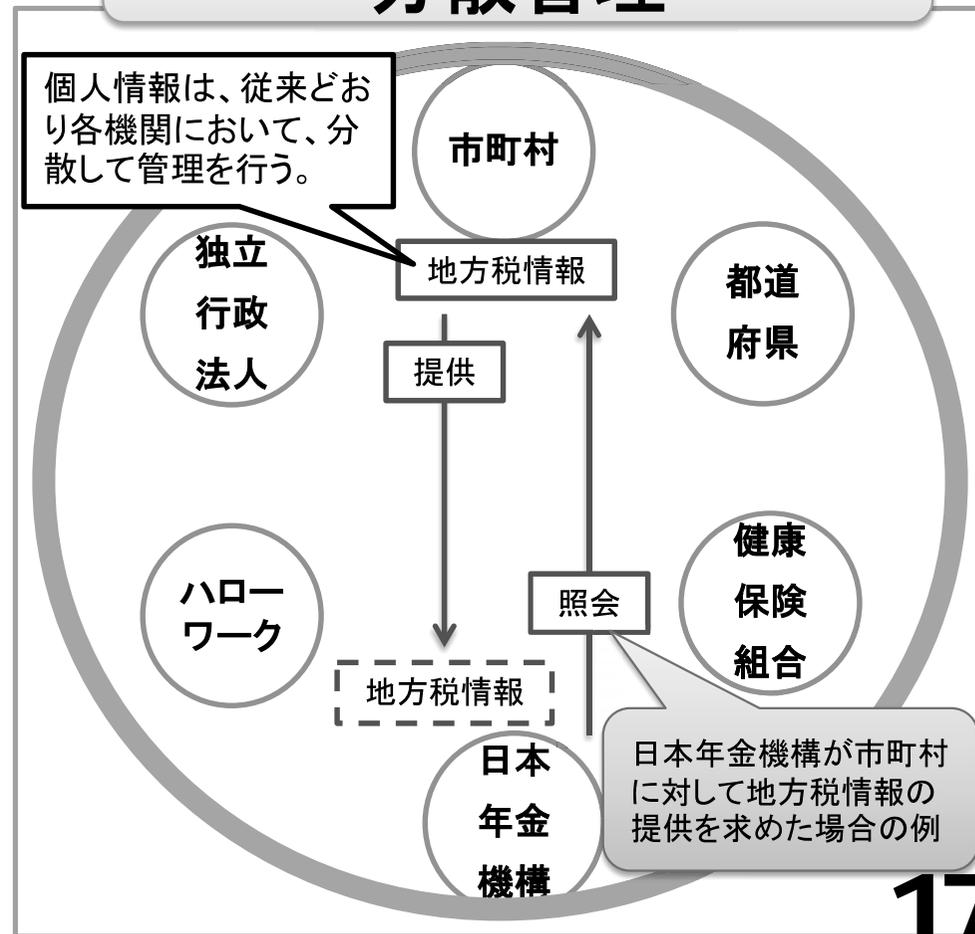
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

一元管理



分散管理



特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014（平成26）年1月1日設置

任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

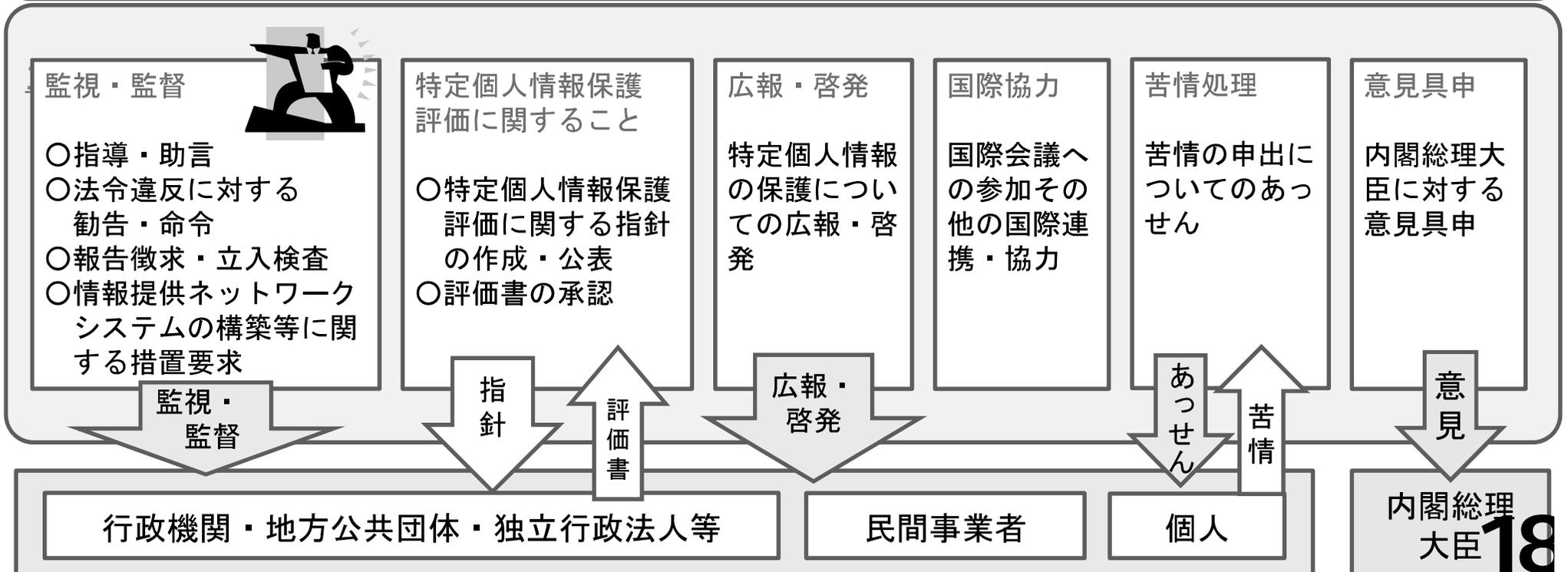
○委員長1名・委員6名（合計7名）の合議制（平成26年中は委員長1名及び委員2名（計3名））

（個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む）

- ・委員長（常勤）堀部政男（元一橋大学法学部教授）
- ・委員（常勤）阿部孝夫（前川崎市長）
- ・委員（非常勤）手塚 悟（東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授）

○委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

○任期5年・国会同意人事



特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

根拠法令等

番号法第26条・第27条

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日公布、4月20日施行）

特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日公表、4月20日適用）

評価の目的

- 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

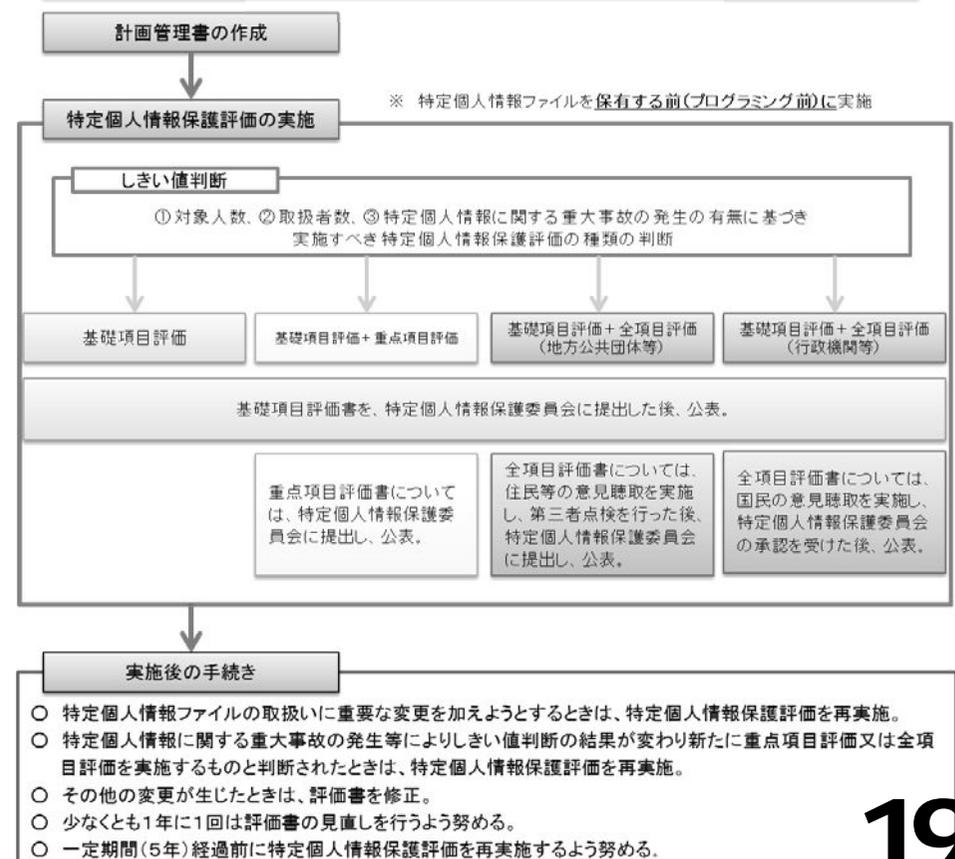
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
- ② 地方公共団体の長その他の機関
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
- ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ



罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

番号法政省令の準備状況について

- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令**
 - 平成26年3月31日に公布
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令**
 - ※特定個人情報保護委員会による特定個人情報保護評価指針の策定、
特定個人情報保護評価の実施開始の日を平成26年4月20日とするもの。
 - 平成26年4月16日に公布
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則**
 - 平成26年7月4日に公布
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一に関する主務省令(仮称)**
 - 平成26年7月中にパブリックコメント開始予定
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に関する主務省令(仮称)**
 - 平成26年7月中にパブリックコメント開始予定

番号法施行令※の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)

1. 個人番号関係

1. 個人番号

- 個人番号は、郵便又は信書便により通知カードを送付する方法により通知。(2条)
- 番号変更が必要な理由等を記載した請求書、又は疎明資料の市町村長への提出等、個人番号の変更手続を規定。(3条、4条)
- 個人番号は、住民票コードを変換した11桁の番号+1桁の検査用数字の12桁の番号。(8条)

2. 通知カード、個人番号カード

- 通知カードは、個人番号の変更等により市町村長から返納を求められたとき等に返納しなければならない。(5条)
- 基本4情報以外の個人番号カード記載事項は、個人番号カードの有効期間、通称とする。(1条)
- 個人番号カードの交付手続として、写真を添付した交付申請書の市町村長への提出、窓口における交付、通知カードの返納等について規定。(13条)
- 個人番号カードは、国外に転出したとき、死亡したとき、個人番号を変更したとき等に失効する。(14条)
- 個人番号カードは、有効期間満了や失効等により返納しなければならない。(15条)
- 個人番号カードのICチップ領域を利用できる者は、①国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関等、②行政サービスを受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方公共団体・地方独法とする(18条)

3. 本人確認の措置(12条)

- 以下のア及びイの書類の提示を受けること等の措置とする。
 - ア 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - イ 写真の表示等により本人を特定できる書類
- 代理人による場合は、以下のアからウまでの書類の提示を受けること等の措置とする。
 - ア 委任状等の代理権を明らかにする書類
 - イ 写真の表示等により代理人を特定できる書類
 - ウ 個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類

2. 特定個人情報の提供関係

1. 特定個人情報の提供

- 特定個人情報を提供できる政令で定める公益上の必要があるときは、金融商品取引法及び独禁法による犯則事件の調査、地方自治法による地方議会による調査、租税に関する法律の規定による質問等が行われるとき等とする。(26条・別表)

2. 安全確保措置

- 地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するための措置は、提供を受ける者の名称、提供の日時、特定個人情報の項目等を記録すること等の措置とする。(23条、25条)

3. 情報提供ネットワークシステム

- 情報照会者又は情報提供者は、符号を取得することができるなど、情報連携の手続を規定。(20条、21条、27条、28条)
- 情報提供等記録の保存は7年とする。(29条)

3. 特定個人情報保護委員会関係

- 別表に掲げるもののうち、委員会の指導、勧告等の権限の対象としない手続は、金融商品取引法及び独禁法による犯則事件の調査、地方自治法による地方議会による調査、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による国際刑事裁判所に対する証拠の提供等の協力が行われるとき等とする。(34条・別表)

4. 法人番号関係

1. 法人番号

- 法人番号は、12桁の会社法人等番号等+1桁の検査数字の13桁の番号。(35条)

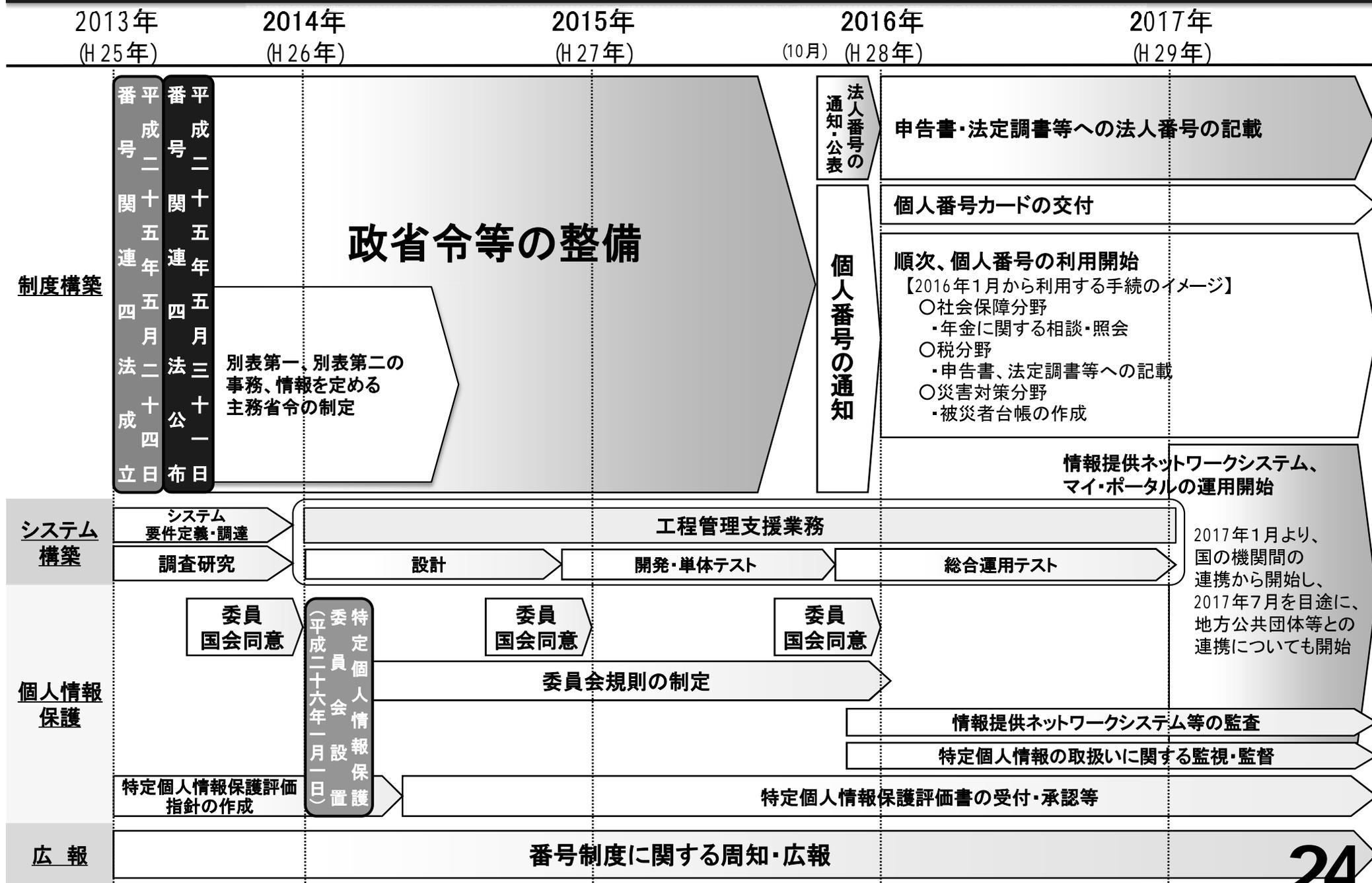
2. 指定、通知、公表

- 法人番号は、法人番号等が記載された書面により通知。(38条)
- 届出により法人番号の指定を受けることができるものは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人等とする。(39条)
- 法人番号等はインターネットにより公表。(41条)

平成26年度に内閣府で実施予定のマイナンバーに関する広報

		H26年度	H27年度	H28年度
平成26年度から新たに組み込む広報	・ ホームページ、Twitter等による周知・広報	随時更新		
	ポスターの掲示	秋頃	平成27年10月 マイナンバーの付番・通知	平成29年1月 マイポータルの運用開始
	コールセンターの開設	10月予定	平成28年1月 マイナンバーの利用開始	
	外国人向け広報	随時実施		
	視覚障害者向け広報	秋頃		

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)



2012年2月14日 番号関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
・地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日 衆議院が解散し、番号関連3法案が廃案。

自民・公明・民主の3党による修正協議。

2013年3月1日 修正協議を踏まえ、番号関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（番号法案）
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（番号整備法案）
・地方公共団体情報システム機構法案
・内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）

2013年3月22日 衆議院本会議において番号関連4法案につき趣旨説明・質疑（総理入り）。
衆議院内閣委員会に番号関連4法案が付託。

2013年4月26日 衆議院内閣委員会において質疑（総理入り）、修正のうえ可決。

2013年5月9日 衆議院本会議において番号関連4法案につき一部修正のうえ可決。

2013年5月10日 参議院本会議において番号法案及び番号整備法案につき趣旨説明・質疑（総理入り）。
参議院内閣委員会に番号法案、番号整備法案が付託。
※参議院内閣委員会に政府CIO法案が、参議院総務委員会に地方公共団体情報システム機構法案が付託。

2013年5月23日 参議院内閣委員会において質疑（総理入り）、可決。

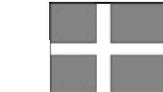
2013年5月24日 参議院本会議において番号関連4法案が可決、成立。

2013年5月31日 番号関連4法が公布。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）
・地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）
・内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）

【平成25年5月24日成立・31日公布】

- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（マイナンバー法）**
 - 行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるもの。
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）**
 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるもの。
- **地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）**
 - 地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。
- **内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）（政府CIO法）**
 - 内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるもの。

主要諸国の番号制度

								
	ドイツ	アメリカ	スウェーデン	オーストリア	フランス	デンマーク	韓国	シンガポール
制度の名称	納税者番号制度	社会保障番号制度	個人番号制度	中央住民登録制度	住民登録番号制度	国民登録制度	住民登録制度	国民登録制度
番号の構成	11桁の番号 (無作為)	9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号)	10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号)	12桁の数字 (無作為)	15桁の数字 (性別、出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明書番号、 チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、無作為 な数字(出生世紀、 性別))	13桁の数字 (生年月日、性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号)	13桁(2つのアルファ ベットと7桁の数字) の番号 (発行世紀、出生年、 シリアル番号、 チェック番号)
付番対象	全ての居住者 (外国からの 移住者も)	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・1年を超える 長期滞在者	・オーストリアで 出生した国民 ・国内に居住地を 得た外国人 ※国外に居住する 国民、一時的な 外国人居住者は 補助登録簿番号 で管理	・フランスで出生 した全ての人 ・フランスの社会 保障制度利用者	・デンマークで国民 登録する者(既に 国民登録している 母親のもとデンマ ークで出生した者、 電子教会登録簿に 出生又は洗礼登録 した者、国内に3 ヶ月以上合法的に 居住する者) ・労働市場補助年金 基金に含まれる者、 など	・韓国に居住する 国民 (17歳到達時に 住民登録証の 発給申請義務 あり) ※韓国に90日以上 居住する外国人 には外国人登録 番号、在外国民 及び在外同胞に は国内居住申告 番号を付与	・国民 ・永住権所有者 ・就労許可を受けた 在留外国人
身分証明書 (カード等)	eIDカード (ICカード) (納税者番号の 記載なし)	社会保障番号証 (紙製)	なし (18歳以上の本人 が希望すれば 国民IDカード が取得可能)	市民カード (ICカード等の 物理的媒体では なく考え方。 要件を充たせば 保険証カードや 携帯電話も可)	ヴィタルカード (ICチップ搭載 の保険証)	なし (2010年、紙製ID カード廃止。国民 健康IDカード、 運転免許証、パス ポートに国民登録 番号が記載)	住民登録番号証 (17歳以上は常時 携帯。現在IC カードへの移行 を計画中)	国民登録番号証 (プラスチック製)
利用範囲	税務	年金、医療、 その他社会扶助、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他行政全般、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務など、計26の業務分野 で情報連携	年金、医療、税務、 その他(選挙票の 交付)など	年金、医療、税務の他、 市民生活で必要となる 行政サービス	電子政府ログインID、 年金、医療、税 務など	電子政府ログイン ID、強制積立貯蓄 制度、税務など
民間利用	禁止 (税務で必要な 用途は可能)	制限なし	制限なし	本人同意があれば民間 分野番号を生成し て利用可能	許可が必要 (一部を除き殆ど 不可)	制限なし	制限なし	制限なし

(注1) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(2011年3月内閣官房情通信技術担当室(IT担当室))、「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」(内閣府委託調査(野村総合研究所受託)2007年1月)等を基に内閣官房社会保障改革担当室で作成。

(注2) ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは違憲とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採番している。自治体レベルの登録情報を連邦レベルへと集約したのち

行政改革点検・評価委員会確認・要望事項整理票

区分	その他（行政経営課）	番号	8
項目	指定管理者制度と市の役割分担について(修繕費の負担、ソフト事業の実施)		
内容等	—		
回答	<p>○修繕費の負担について</p> <p>基本的には、業務仕様書に「施設の修繕」について規定し、一定金額以上は市、それ未満は指定管理者が行うこととしている。(指定管理者が行う場合でも、指定管理料に修繕費を含めている。)併せて指定管理者とのリスク分担表にも明記することとしている。</p> <p>一定金額については、施設の規模や老朽度、利用料金制かなどによって、必要な額が異なるため、施設ごとに決定している。</p> <p>また、指定管理者が行う修繕は原則「現状の維持管理にあたるもの」を実施し、機能向上や耐用年数が伸びるなどの価値を高めるものについては、市が行うこととしている。</p> <p>○ソフト事業の実施について</p> <p>施設の設置目的や機能などの特性に応じ、指定管理者に市の施策としてソフト事業を実施させる(例えば、観光施設や文化施設におけるイベントや物販、生涯学習施設における各種講座などの事業)場合には、業務の範囲として条例に規定している。その場合は、事業に係る経費を指定管理料に含めている。事業の実施における収入も市に帰属する。</p> <p>一方、指定管理者が自主事業として、民間の創意工夫やノウハウを生かして、施設の効用発揮、有効活用の観点からソフト事業を実施する場合は、あらかじめ市に提案し、承認を得て実施している。この場合は、指定管理者の責任および経費負担で実施するものであり、事業に係る収支も指定管理者に帰属する。</p>		
別紙資料			

行政改革点検・評価委員会確認・質問事項整理票

区 分	プラン 2013 の取組評価（行政経営課）	番 号	9
項 目	組織横断的な重要課題の解決に向けた庁内体制づくり		
内 容 等	○ 組織横断的な課題に対応する庁内体制と具体的な成果、今後取り組むべき課題について教えていただきたい		
回 答	<p>組織横断的な課題に対応する庁内体制として、市長をトップに全ての部門の長で構成する安心政令市推進本部や関係する部門の長で構成する区政創造推進会議、関係する部門の担当で構成する総合窓口サービスプロジェクトチームなどを設置し、課題解決に向けて取り組みを行っています。</p> <p>平成 25 年度に設置した区政創造推進会議では、区における自治の深化に向け、「地域内分権」、「住民参画」、「教育」の観点から新潟市にふさわしい区政の実現に向け検討を進め、公募区長の導入や教育支援センターの各区配置などの成果をあげています。</p> <p>今後は各推進体制内部における更なる連携を促進するための仕組みの検討が必要と考えています。</p>		
別紙資料			

行政改革点検・評価委員会確認・質問事項整理票

区 分	プラン 2013 の取組評価（政策調整課）	番 号	10
項 目	合併時の各種制度の経過措置を市全体の公平性の観点により調整		
内 容 等	○ 具体的な制度とそれらがどのように調整されたかを教えていただきたい		
回 答	<p>○合併協議会において住民生活に密接に関わる各種事務事業を比較(※)したところ、その半数以上において旧新潟市のサービス水準が高く低いものは1割以下の結果となり、合併後の各種事務事業は旧新潟市の制度に統一することとした方針が承認された。(詳細な調整区分は別紙参照)</p> <p>ただし、直ちに統一すると住民生活に影響があるものについては経過措置などを講じた。</p> <p>※旧新潟市と各市町村の事務事業を比較した際、旧新潟市のサービス水準が上まわっているものは52%、ほぼ同等のもの22%となった。</p> <p>○合併時における制度調整であることから、公平性、公正性の面から合併 10 年となる平成 26 年度末をめどに調整をすることとした。</p> <p>○調整にあたって具体的には「社会状況の変化による必要性の低下」「区内の一体感の醸成」「公平性」「行財政改革の推進」といった観点のほか、「地域の活性化」の観点も考慮することとし、これまで各区を中心に調整作業を進めてきており、今年度末には予定通り調整を終える見込み。(これまでに調整を終えた主なものは別紙参照)</p>		
別紙資料	合併各種事務事業調整について		

◎合併各種事務事業調整について

合併協議会において住民生活に密接に関わる各種事務事業を比較したところ、その半数以上において旧新潟市のサービス水準が高く低いものは1割以下の結果となり、合併後の各種事務事業は旧新潟市の制度に統一することとした方針が承認され、これに基づき事務事業調整作業が進められた。

〈各種事務事業調整の原則(抜粋)〉 H14年12月 第3回任協において確認

- 1 原則として新潟市の制度に統一する。
- 2 関係市町村の制度のうち、合併後ただちに統一することで住民生活に非常に大きな影響をもたらすものについては、一定の期間、激変緩和措置を設ける。
- 3 関係市町村の独自の施策については、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、調整に努める。合併後、一定の段階で改めて調整するものとする。

◎合併時の移行方法調書に基づく事務事業数 (13市町村は平成17年2月現在, 巻町は平成17年9月現在)

区分	説明	13市町村	巻町	
適用	当該市町村においても新潟市の制度を適用する。(新潟市に制度があり, 当該市町村に制度がない場合)	1,466	672	合併と同時移行
統一	新潟市の制度に統一する。(当該市町村においても制度はあるが, 当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合, または, 新潟市のサービスと同程度である場合など)		913	
廃止	新潟市に制度がなく, 当該市町村には制度があり, 合併後, 当該市町村の制度を廃止する場合。		23	
なし	新潟市及び当該市町村に制度がなく, 合併後も制度を設けない(※印を付したものは, 合併後, 新市として制度を検討する場合)。		4	
経過	当該市町村の制度で合併後ただちに統一すると, 住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから一定の期間, 経過期間を設ける場合。	519	264	制度調整対象事業 (経過+独自) 1,065
独自	当該市町村の独自の施策で合併後も存続する場合。	204	78	
合計		2,189	1,954	

◎これまでに調整された主なもの

事務事業名	調整結果
保育料	統一(H17)
上下水道料金	統一(H20)
法人市民税	統一(H20)
固定資産税等賦課事務	統一(H21)
都市計画税	統一(H22)
公民館使用料	統一(H24)

行政改革点検・評価委員会確認・質問事項整理票

区分	プラン 2013 の取組評価（行政経営課）	番号	11
項目	民間活力の効果的な活用		
内容等	○「民間活力の効果的な活用」では C ランクが目立つが、何がその障害となっているのか、を教えてください(No.50.51.53)		
回答	<p>総合評価区分の「C」は、計画期間中の取組工程・指標が達成されていないものを示している。未達成となった改革項目の主な理由については、下記のとおり。</p> <p>○No.50「民間委託導入効果の高い業務への民間委託導入の推進」 計画していた取り組みのうち、「小動物死体収集及び運搬業務」について、計画では、平成 26 年度から民間委託実施としていたが、平成 25 年度に見積を取ったところ、現状より経費が増加し、導入効果が見込まれないことから未実施となったため。</p> <p>○No.51「指定管理者制度導入のさらなる推進」 一部計画期間中に指定管理者制度の導入に至らなかったため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西川地域コミュニティセンター 平成 25 年夏に、土地・建物を土地改良区から返してもらう予定だったが、その調整に時間を要し、平成 26 年度からの導入に至らなかった。(平成 27 年度より導入) ・巻、漆山体育施設 各施設は職員が常駐しておらず、利用申請があった際にのみ施設を開放している。現状では導入効果が見込まれないことから、直営で管理する整理とした。(ただし、導入については継続して検討) <p>○No.53「公の施設の民間活力拡大の検討・推進」 多くの施設が、平成 26 年度中に今後の管理運営形態の方針を決定する予定であるが、具体的な検討に至っていない施設があったため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記念館・文化施設全般 将来的にはコミ協など市民団体等を活用した運営を考えているが、具体的な計画、調整などの検討まで至らなかった。 		
別紙資料			

行政改革点検・評価委員会確認・質問事項整理票

区分	プラン 2013 の取組評価（行政経営課）	番号	12		
項目	民間提案制度の活用など新たな業務等への導入の検討				
内容等	○ 民間提案制度の導入は画期的であると考えているが、提案が低調なのが現状ではないかと認識している。民間から提案をうけやすくするには、継続的に情報を提供したり、対話の機会を設けたりするなどの関係構築が必要であると考えますが、今後はどのように検討されていますか				
回答	これまで、平成 23、25 年度に民間提案制度を実施し、採否の状況は下記表のとおりであった。				
	年度	対象	提案件数	採用 (一部採用)	不採用
	H23	全事務事業(のべ 4,500 事業)	7	0	7
	H25	本市が今後民間活力導入を期待する 23 事業	3	2	1
	【平成 25 年度提案採用事業】(現在委託化に向けて課題等の整理中) ・市民公益活動ホームページ運用のご提案 ・新潟市納税催告センター委託事業				
	平成 23 年度の実施では、従来の事務事業に横串を刺すような提案を期待していたが、事業者からの提案は普段の営業内容の延長に留まる等、期待した提案内容とならなかった。また、事業所管課においても、民間委託への移行を想定していない場合があり、官と民の認識がマッチしていないなど課題が見受けられた。				
	平成 25 年度は、全事務事業の自己点検を行うなかで、「今後の方向性」として「民間活力拡大」とした事業のうち、本制度を活用する意向のあった 23 事業を対象を絞って実施し、2件の採用を得たが、提案件数としては前回は下回る結果であった。				
	同様の制度を実施する他都市の状況を見ても、年々提案件数が減少したり、成果が得られないことから制度自体を終了した自治体も増えており、本市においては、平成 26 年度中に、現在実施している他都市の実施状況や対象事業の洗い出しを行い、今後の方向性を決定する予定。				
別紙資料					

行政改革点検・評価委員会確認・質問事項整理票

区 分	プラン 2013 の取組評価（財務課）	番 号	13
項 目	事業や施設のコスト分析を行い予算編成に反映		
内 容 等	○ コスト分析の結果が予算編成に活用されたのであれば、具体的な内容を教えていただきたい。（あるいは計画）		
回 答	<p>施設のコスト分析については、施設カルテを予算査定の資料として活用し、27年度予算編成に反映させたいと考えています。</p> <p>事業のコスト分析については、他都市において、当初予算で予定行政コスト計算書及び予定貸借対照表を作成、公表するほか、住民票発行などの窓口業務やごみ収集業務など事業全般の財務書類を作成し、活用を図る動きがあることから、本市においても、今後、実施について検討していきます。</p>		
別紙資料			

行政改革点検・評価委員会確認・質問事項整理票

区 分	プラン 2013 の取組評価（財務課）	番 号	14
項 目	各種使用料手数料の見直しなど行政サービスの受益と負担の適正化、減免の適正化		
内 容 等	○ 受益と負担の一致が、持続可能な財政運営の確立には不可欠であると考え るが、具体的に何が課題となっているのかを教えてください		
回 答	<p>一部の施設使用料については、合併時の経過措置により合併前の旧市町村の料金体系を引き継いだ状態であり、同様な施設でも地域によって使用料の金額や減免の取扱いが異なっている状況でした。</p> <p>そのことから、公民館については、平成 24 年度に有料化の制度統一したところ です。</p> <p>また、現在、スポーツ施設についても、同種、同規模施設の使用料及び使用 料減免の取扱いを全市的に統一する素案をお示しし、各区説明会や意見提出 等を踏まえたうえで見直し素案への反映を検討し、市議会9月定例会に条例改 正案の提案を予定しています。</p> <p>今後の全市的な基本方針の作成にあたり、各公共施設のそれぞれの設置目 的、性質、運営形態をはじめ、立地や利用状況などが異なっているなかで、受益 に応じた負担水準の設定が大きな課題となります。また、消費税増税による使用 料への適切な反映も考慮する必要があると考えております。そのためには、各施 設の運営状況の十分な分析が必要であるため、今年3月に作成された施設カル テも活用しながら、基本方針の作成に向けて取り組みを進めてまいります。</p>		
別紙資料			

行政改革点検・評価委員会確認・質問事項整理票

区 分	プラン 2013 の取組評価（財産管理運用課）	番 号	15
項 目	各資産の利用実態や維持管理コスト等を踏まえ、将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進		
内 容 等	○ 施設カルテが、市の事務事業等の改善や予算編成においてどのように今後活用されていくのかを教えていただきたい		
回 答	<p>施設カルテを予算査定の資料として活用し、27 年度予算編成に反映させたいと考えています。(財務課 13再掲)</p> <p>施設カルテや財産白書によって「見える化」された情報から、事務事業を含めた施設の効率的な運営方法の検討や、今後の施設更新(改修や改築)時の検討などに活用していく予定です。</p> <p>また、新規施設の建設要望があった際に周辺の空いている施設の活用などの検討ができると思います。</p> <p>さらに、類似施設との比較などにより、各施設において、人件費や維持管理コスト等の縮減や利用率の向上に向けた検討などに活用することも可能ではないかと考えます。</p>		
別紙資料			

行政改革点検・評価委員会確認・質問事項整理票

区 分	プラン 2013 の取組評価（財務課）	番 号	16
項 目	新しい公会計基準に基づく財務書類を「総務省方式改定モデル」から「基準モデル」へ移行し予算などへ有効活用		
内 容 等	○ 「基準モデル」が予算編成に活用されたのであれば、具体的な内容を教えていただきたい。（あるいは計画）		
回 答	<p>「基準モデル」に基づく財務書類は、24 年度決算で試行的に作成し、25 年度決算で本格的に作成、分析することとしており、その結果については 27 年度予算編成において参考にしたいと考えています。また、他都市では、当初予算で予定行政コスト計算書及び予定貸借対照表を作成、公表するほか、住民票発行などの窓口業務やごみ収集業務など事業全般の財務書類を作成し、活用を図る動きがあることから、本市においても、今後、実施について検討していきます。</p> <p>なお、国では、全ての地方公共団体に適用できる基準を検討していましたが、今年 4 月、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準が示されました。今後、国から全ての地方公共団体に対して、原則、27 年度から 29 年度までの間に、新たな基準による財務書類を作成するよう、要請される予定です。本市としては、早ければ 27 年度から対応したいと考えていることから、今後、国から示されるマニュアル等もふまえて、検討を進めていきます。</p>		
別紙資料			

行政改革点検・評価委員会確認・質問事項整理票

区分	プラン 2013 の取組評価（財務課）	番号	17
項目	地方公営企業などの経営改革		
内容等	<p>○ 地方公営企業の経営状態、財政状況がどのような現状にあるのか(具体的な問題点)が示していただけるとよいと思われる。また、一般会計の立場から、どの程度負担があり、どのような状況にあることが望ましいのかという点をわかりやすく教えていただきたい</p>		
回答	<p>○経営状態、財政状況の現状など(各企業会計の決算書及び決算審査意見書等を基に記載)</p> <p>【下水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及率は 24 年度末時点で 80.9%であり、他政令市と比較して低水準です。 ・地域の実情とニーズをふまえ、投資効率を考慮した整備手法により、経営基盤の強化を図る必要があります。 <p>【水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水需要の減少により給水収益は減少傾向にあるものの、毎年度 20 億円を超える営業利益を確保しており、近年の経営状況は安定しています。 ・中長期の需要動向を勘案した合理的な施設更新や計画的な資産管理など、さらなる事業効率の確保が求められます。 <p>【病院事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転に伴い収支が悪化しましたが、経営改善を進め、22 年度以降は黒字となっています。医業損失が減少傾向にあり、経営状況は安定してきています。 ・診療報酬改定をめぐる動向は不透明であり、経営環境は依然として厳しいものと予測されることから、引き続き経営健全化に努める必要があります。 <p>○一般会計の負担について</p> <p>地方公営企業は、企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制を原則としています。しかし、地方公営企業法上、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては、毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されています。</p> <p>一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われます。</p> <p>一般会計の負担は、原則的には、「繰出基準内」の負担であることが望ましく、また、「繰出基準内」であっても、経営の健全化により、軽減されていくべきものと考えます。</p> <p>※一般会計から企業会計への繰出状況(24 年度決算)</p> <p>水道： 648,486 千円 病院： 2,751,303 千円 下水：13,911,126 千円</p>		
別紙資料			